公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第８３５号
仙台市泉区八乙女２丁目８番地の１　コーポフラワー203
債務者　工藤あや子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月14日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１１号
宮城県黒川郡大和町吉岡字古館140番地の16、従前の住所宮城県塩竈市舟入２丁目２番６号
債務者　佐藤　雅彦
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
山形県長井市五十川1481番地４
債務者　大道寺榮助
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第３６号
山形県長井市五十川1481番地４
債務者　大道寺栄子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月31日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第９５号
福島市蓬莱町５丁目１番36―４号
債務者　国分　洋子（旧姓柏倉）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安倍　孝祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１２８号
群馬県前橋市下川町16番地８
債務者　髙橋　寿雄
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隅谷　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９８号
愛知県春日井市高蔵寺町２丁目12―１　ベルドール３Ｆ、住民票上の住所三重県津市森町1655番地30
債務者　清水　英明
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４３号
大津市大物845番地の９
債務者　好光　幹雄
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古山　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９号
大阪府泉佐野市南中安松693番地の２―104
債務者　辰己　　孝
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
兵庫県宝塚市宝松苑13番36―107号
債務者　上田　成樹
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸越　照吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
島根県益田市高津５丁目７番12号、前住所大阪府大阪市東淀川区淡路５丁目17番16号　２階
債務者　三浦　大地
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽柴　貴宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月１日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第６２号
広島市中区光南４丁目２番26―302号
債務者　多田　清美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　喜美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３９号
広島県安芸郡海田町南幸町11番42号
債務者　寺田　康晴
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７８号
広島市佐伯区八幡３丁目10番29号
債務者　平　　民昭
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２０号
広島市安佐南区長束３丁目46番８―201号　パークハウス長束
債務者　ユーガ・サービスこと　奥河内　剛
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　健児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３１号
広島市南区宇品御幸１丁目９番３―610号　B
債務者　伊東百合子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上土井幸始
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
広島地方裁判所民事第４部